平成２９年（フ）第４５６２号
大阪市旭区新森２丁目20番５号　第２ウィート　104
債務者　中嶋　慶子
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５９０号
大阪府豊中市庄内幸町２丁目19番35号
債務者　山下ハルエ
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６１７号
大阪府寝屋川市本町25番18―301号
債務者　中平　廣司（旧姓畑中）
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６９１号
大阪府吹田市岸部北４丁目２－３　ハイツテラウラ203号、住民票上の住所大阪府摂津市鳥飼中３丁目８番２号
債務者　光山静恵こと　ＫＩＭ　ＪＵＮＧ　ＨＡＥ　金　　静恵
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７２２号
大阪市浪速区元町１丁目３番18―203号
債務者　居酒屋ちえちゃんこと　木村智恵子
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７３３号
大阪市此花区伝法５丁目９番23号
債務者　西村ひさ子
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８２８号
大阪市阿倍野区阪南町３丁目18番24号　ファミール仙石301号
債務者　品川　雄一
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８２９号
大阪市阿倍野区阪南町３丁目18番24号　ファミール仙石301号
債務者　品川　佳代
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５８号
兵庫県芦屋市若宮町４番12号
債務者　源嶋　政幸
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６０１号
兵庫県尼崎市南武庫之荘７丁目22番15号211号
債務者　今井　伸一
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１０７号
鳥取県境港市新屋町2829番地、前住所島根県安来市安来町1215番地１　グランデージ安来601号
債務者　井田　勝彦
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第１０８号
鳥取県境港市新屋町2829番地、前住所島根県安来市安来町1390番地、島根県安来市安来町1215番地１　グランデージ安来601号
債務者　井田　美幸
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第６５１号
広島市安佐南区西原６丁目33番14―403号
債務者　丸岡加須美
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７９２号
広島市佐伯区薬師が丘２丁目25番14号
債務者　杉原　律子
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７９４号
広島市西区井口台３丁目35番１―101号
債務者　飛田　典子
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４９号
愛媛県松山市太山寺町333番地１　三光団地８棟73号
債務者　坂本　　浩
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２３５号
長崎県長崎市京泊２丁目２番１―307号
債務者　西川まりな
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係